

## ホストシティ・タウン構想推進要綱(案)

平成 27 年 9 月 ○ 日  
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における  
ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議決定案

## 第 1 目的

ホストシティ・タウン構想は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。

## 第 2 定義

本要綱において、ホストシティ・タウン（仮称）とは、第 1 に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第 3 により登録を受けた団体をいう。

- ア 大会等に参加するために来日する選手等
- イ 大会参加国・地域の関係者
- ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン

## 第 3 登録の手続き

- (1) ホストシティ・タウン（仮称）への登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。
- (2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。
  - ア 交流の相手国に関する内容
  - イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容
  - ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容
  - エ その他交流の実施に必要と認められる事項
- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第 2 に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストシティ・タウン（仮称）として登録する。

- (4) 事務局は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (5) 前4項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。

#### **第4 支援**

##### **(1) 事務局**

事務局は、ホストシティ・タウン（仮称）に登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。

##### **(2) 関係府省庁による支援**

関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストシティ・タウン構想推進に向けた支援を行う。

#### **第5 その他**

この要綱の細目は、事務局が定める。

##### **附 則**

この要綱は、平成27年9月●日から施行する。

## ホストシティ・タウン構想推進のための地方財政措置の考え方について

平成 27 年 9 月 30 日  
内閣官房  
東京オリンピック競技大会・  
東京パラリンピック競技大会事務局  
総務省自治行政局国際室

ホストシティ・タウン構想推進要綱（平成27年9月〇日 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「要綱」という。）に基づく、本構想推進のための地方財政措置の考え方は、以下のとおりです。

### 1. ホストシティ・タウン（仮称）の取組みに対する特別交付税措置

#### (1) 対象団体

要綱第3（3）に基づき、ホストシティ・タウン（仮称）として登録された地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む）

#### (2) 対象経費

住民等と次に掲げる者（以下「大会関係者」という。）との交流又は当該交流に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものに要する経費（一般職員の旅費など行政の内部管理経費は対象外）

- ・大会等に参加するために来日する選手等（大使館員等）
- ・大会参加国・地域の関係者
- ・日本人オリンピックアン又はパラリンピアン

<例>

- ① 大会関係者との交流に要する経費
  - 大会関係者の招へいに要する経費
  - 競技体験イベントや講演会の開催経費
  - 大会関係者にホストシティ・タウンの魅力を体験してもらうイベントや住民との交流会の開催経費
  - 相手国の応援イベントの開催経費
  - ホストシティ・タウンと相手国の学校の生徒等が相互に往来する経費

② ①の交流に伴い行われる取組みに要する経費

－交流相手国の事前合宿（東京大会以外の国際競技大会の合宿を含む）の誘致及び実施に関する経費（ボランティア養成、警備、宿泊、輸送等に要する経費）

(3) 措置額

対象経費の一般財源合計額の2分の1

(4) その他

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に実施する民間施設のバリアフリー化に要する経費（民間団体等への補助）や交通施設のバリアフリー化に要する経費（国と協調して交付する鉄道事業者等への補助）については、既存の特別交付税措置の対象となります。

## 2. ホストシティ・タウン（仮称）が行う施設改修に係る地方債措置

(1) 対象団体

以下の要件をいずれも満たす地方公共団体

- ① 要綱第3（3）に基づき、ホストシティ・タウン（仮称）として登録された地方公共団体
- ② 長期的視点から総合的かつ計画的に行われるよう策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（公共施設等総合管理計画）を策定している地方公共団体

(2) 対象事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業（施設の新設は対象外）

※ その他、収益性のある施設の整備事業は対象外となるなど、地域活性化事業債の取扱いに準じることとなります。

(3) 地方債措置

地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%）の対象